

対象火気設備等技術基準検討部会報告書の概要

予防課

1 はじめに

ガスこんろ等の火気設備及び蓄電池設備等の電気設備（以下、「対象火気設備等」という。）を規制する省令※の施行後10年が経過し、当初、省令で想定していなかった設備や、大容量の設備が開発され、なかには既に市場に流通しているものもあります。

このため、消防庁では、対象火気設備等を規制する省令の見直しに向けた検討を行うため、消防庁が主催する「予防行政のあり方に関する検討会」の下で「対象火気設備等技術基準検討部会」（座長：東京理科大学大学院 国際火災科学研究科 小林恭一教授）を開催し、検証実験等により対象火気設備等に係る技術基準について検討を行い、報告書を取りまとめました。



ここでは、平成27年3月30日に公表した検討部会の報告書の概要を紹介します。なお、報告書の全文については、消防庁ホームページ（http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h26/kakisetubigijyutukijyun/index.html）を参照してください。

※対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年三月六日総務省令第二十四号）

2 検討項目

- (1) 蓄電池設備の規制単位等の検討
- (2) ガスグリドル付こんろに係る離隔距離の検討
- (3) 入力4.8kWを超え5.8kW以下の電磁誘導加熱式調理器（グリル複合品を含む）（以下、「IH調理器」という。）に係る離隔距離の検討

3 検証実験

- (1) 蓄電池設備（鉛蓄電池、アルカリ蓄電池）の規制対象を、現在リチウムイオン蓄電池設備で規制している18kWhにするにあたり、より危険側である18kWh相当の鉛蓄電池設備にて、電気的出火危険、蓄電池間の延焼危険、キュービクル外部への延焼危険を検証するため、それぞれ燃焼実験を実施しました。



電気的出火危険の検証



電池間の延焼危険の検証



キュービクル外部への延焼危険の検証

- (2) ガスグリドル付こんろと可燃物等までの離隔距離について検証するため、新たに設置される14kWのガスグリドル付こんろの離隔距離が、すでに流通している14kWのガスグリドル付こんろと同等の規定で支障ないか、告示※で定める試験方法により、燃焼実験を実施しました。

※対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成十四年三月六日消防庁告示第一号）



- (3) 入力5.8kWのIH調理器と可燃物等までの離隔距離について検証するため、すでに流通している4.8kWのIH調理器と同等の規定で支障ないか、告示で定める試験方法により燃焼実験を実施しました。



4 報告書の概要

- (1) 蓄電池設備の規制単位等の検討については、鉛蓄電池設備は燃焼実験の結果、現在の規制単位（4800AH・セル以上）を緩和することは困難であるという結果を踏まえ、現行と同様の規制対象とした上で、蓄電池の出火危険に対する具体的な対策についての検討を引き続き行う必要がある。また、アルカリ蓄電池設備の規制対象の緩和については、燃焼実験等により出火危険性について、別途検証する必要があるとされました。
- (2) ガスグリドル付こんろについては、ガスグリドル付こんろと同様の離隔距離として支障ないとされました。
- (3) 入力4.8kWを超え5.8kW以下のIH調理器については、入力4.8kW以下のIH調理器と同様の離隔距離として支障ないとされました。

5 消防庁の動き

消防庁では検討部会からの提言を踏まえ、蓄電池設備については、新たに蓄電池設備の規制に係る検討部会を設置し、引き続き検討を行う予定です。なお、ガスグリドル付きこんろ、IH調理器については、対象火気設備等を規制する省令及び火災予防条例（例）の改正を行う予定です。

問い合わせ先

消防庁予防課 齋藤 岡
TEL: 03-5253-7523